

質問回答

2018年12月17日

ネパール国水力発電セクターにおける PPP モデルに係る情報収集・確認調査(企画競争)
(公示日:2018年12月5日/公示番号:180465)について、質問の回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	<ul style="list-style-type: none"> 第1企画競争の手続き (4) 契約履行期間(予定) 2019年2月上旬～<u>2020年5月下旬</u> 第3業務の目的・内容に関する事項 8. 成果品等 (1) 調査報告書 4) ファイナルレポート 提出時期: <u>2020年3月下旬</u> 第4 業務実施上の条件 1. 業務工程 ファイナルレポート <u>2020年4月</u> 	<p>通常、契約工期=ファイナルドラフト提出と認識しておりますが、左記のとおり企画競争説明書に齟齬がありますので予定工期およびファイナルレポート提出時期をご確認いただきますようお願い致します。</p>	<p>「第4 業務実施上の条件 1. 業務工程 ファイナルレポート 2020年4月」を正に、契約履行期間を2020年5月下旬までとご検討下さい。 「第4 業務実施上の条件 1. 業務工程 ファイナルレポート 2020年4月」を正とします。</p>
2	<p>「企画競争説明書」第1 企画競争の手続き—7.(6)見積書—3) 招へい費(国内事業費)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 招へい費(国内事業費)400千円は、上限金額でしょうか。また、実態として受注確定後に変更可能でしょうか。 400千円に含まれる費用と含まれない費用を例示頂けますでしょうか。 (例えば、航空券代は含まない予算であり、国内講師や引率者などの人件費はこの予算でカバーするものと理解して宜しいでしょうか) 招へいに伴う手続き(航空券、宿泊手配 	<ul style="list-style-type: none"> 招へい費(国内事業費)400千円は、受注確定後に変更可能です。 コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月)における「4.(直接)経費の取扱い」をご参照下さい。 コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月)をご参照ください。 「業務実施契約に包括する業務の対象は、原則「実施業務」のみとし、それ以外の「受入

		<p>やその支払い等)は、貴機構(またはその委託先)が行うものとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>業務)及び「監理業務」は、JICA 国内事業部／国内機関又は事業担当部で対応します。」従って、招へいに伴う航空券、宿泊手配やその支払い等は当機構で行うとの理解で間違いありません。</p>
3	<p>「企画競争説明書」第2 プロポーザル作成に係る留意事項—1. (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力—1) 類似業務の経験</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴機構の標準様式 4-1 (その1) 4-1 (その2) には、「業務従事者」「技術サービスの種類」「元請、共同、下請け」「調査内容」など、コンサルティング「調査」の類似業務を記載する様式になっており、企画競争説明書で記載が求められている「事業投資」の類似業務を記載する様式になっていないように見受けられます。どのように「事業投資」の実績について記載すべきかご教示ください。 ・ もし事業投資を対象とした別の標準様式がある場合はご提供いただけますでしょうか。 	<p>「(発電)事業投資」を特定した様式の準備はありませんので、適正な記載項目の追加を認めます(項目如何では、該当記載のない場合も了解しています)。</p> <p>記載に当たっては、関与の方法(出資、融資、アドバイザー等)がわかるようにお願いします。</p>
4	<p>「企画競争説明書」第2 プロポーザル作成に係る留意事項—1. (3) 業務従事予定者の経験、能力—2) 評価対象業務従事者の経歴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査の主目的が「制度設計」であるのに対し、評価対象業務従事者の類似業務の経験にて「発電事業投資に係る各種業務」が評価対象となっております。その関連性について貴機構のお考えをお聞かせください。 	<p>調査の目的に照らして、事業者としての立場で発電事業投資にかかる経験が、より具体的且つ投資家の立場に立った制度設計の提案に繋がるものと考えており、「発電事業投資に係る各種業務」を評価対象としております。なお、これには発電事業への投資(出資・融資)実施に加えて投資へのアドバイザー業務等も含まれます。</p>

5	「企画競争説明書」第2 プロポーザル作成に係る留意事項—1. (3) 業務従事予定者の経験、能力—2) 評価対象業務従事者の経歴	<ul style="list-style-type: none"> ・仮に、業務管理グループを形成し、かつ副総括を PPP 制度設計以外のポジション（例えば資金計画担当）として提案する場合、当該候補者も評価の対象となるという理解で宜しいでしょうか。 	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>プロポーザル作成ガイドライン(2018年11月版)別添資料3内3.(3)2)をご参照願います。</p>
6	「企画競争説明書」第3 業務の目的・内容に関する事項—6. (1) 調査の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の基本方針にて求められている「制度改善提案」は、法律の制定または改定を含みますでしょうか(提言自体は可能ですが、その実現には相当の時間を要すると考えられるため)。 	<p>「制度改善提案」には法律の制定ないしは改正にかかる提案を含みます。但し、実現に相当の時間を要する、中期的に実現可能性が薄い等の場合には提言としての有効性が薄れることから、その旨留意点としてご明記下さい。</p>
7	「企画競争説明書」第3 業務の目的・内容に関する事項—6. (2) 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ナルシングアット水力発電事業等の FS レポートは契約締結次第、すぐに提供されるという理解で宜しいでしょうか(第1次現地調査でモデルケースを提案して協議することになっており、そのためには事前に1次レビューを行うことが望ましいため)。 	<p>ネパール政府より提供を受けた事業にかかる F/S レポート等は契約締結後即座に提供致します。他方、事前に提供できるレポートには限界がありますので、受注コンサルタントは第1次現地調査でネパール政府との協議を通じて必要なレポートの収集も行うことを期待しています。</p>
8	「企画競争説明書」第3 業務の目的・内容に関する事項—7. 【第1次現地調査】	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次現地調査でプロジェクト地点の踏査を実施するにあたり、下記の便宜供与は可能でしょうか。 ・当該地点の調査を担当している当局の技術者(特に地質職および土木職)の同行(道案内および現地説明) ・地質調査のボーリングコア保管場所への案内(調査を担当した地質職の同行と作業員数名の提供) ・踏査に必要な地形図(2.5万分の1程 	<ul style="list-style-type: none"> ・選定されたモデルケース如何によってカウンターパートによる可能な便宜供与の内容は異なるものと思われまますので現時点で確定的な内容をお伝えすることは出来ません。先方より提供可能な情報を当地で協議頂いた上で最終的なモデルケースの選定をお願いします。一般的には以下の通りと考えられますが、これらは JICA がコミットするものではありません。 ・当該地点の調査を担当している当局の技術者(特に地質職および土木職)の同行(道案内お

		<p>度以上)の提供(日本への持ち出しの可否を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該計画のFS等の既存調査検討に使用した水文資料(調査レポートにデータが含まれていない場合) ・プロジェクトサイトまでの移送手段車両の場合(4輪駆動車が望ましい)その台数と当該地点での運転経験のあるドライバーの提供 	<p>よび現地説明)は可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地質調査のボーリングコア保管場所への案内は可能。 ・踏査に必要な地形図(2.5万分の1程度以上)の提供はモデルケースによって提供可否不明。日本への持ち出し可否については不明。 ・当該計画のFS等の既存調査検討に使用した水文資料については資料が存在していれば提供可能。 ・プロジェクトサイトまでの移送手段については便宜供与は無く、受注コンサルタントが手配
9	「企画競争説明書」第3 業務の目的・内容に関する事項—7. 【第1次/第2次現地調査】	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンターパート機関から、下記の便宜供与は可能でしょうか。 ・カトマンズでの作業事務所スペース(連暖房設備の有無) ・コピー機、プリンター等 ・通信用WiFi設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・カトマンズでの作業事務所スペース(1室)の提供を予定しています。冷暖房設備はありません。 ・コピー機、プリンター等や通信用WiFi設備にかかるカウンターパートからの便宜供与はありません。
10	P3 別見積もり a)旅費(航空賃) P4 旅費(航空賃)の本見積化に伴う取扱いについて	航空賃は別見積、本見積のどちらに入れればよいでしょうか。	P.3の記載のとおり。別見積とします(「説明書」が判読しづらく失礼しました)。

以上